

## 令和元年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年6月20日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長兼観光商工課長事務取扱 小平春幸

教育長 宮坂 晃

総務課長 遠山一郎 企画課長 竹重和明

町民課長 市川清美 建設課長 片桐栄一

農林課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

教育次長 市川正彦 庶務係長 荻原義行

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齋藤明美 書記 伊藤百合子

閉会 午後2時59分

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。

本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

これから、本日6月20日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影・生中継及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

◎日程第1 議案第35号～日程第6 陳情第2号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第6 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書についてまでの6件を一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題になっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

総務経済常任委員会審査経過につきまして、お手元の審査報告書の資料に基づきまして、ご報告を申し上げます。

1 番の付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2 審査経過。

令和元年6月12日付で付託された表記案件を審査するため、6月18日に本常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は、次のとおりです。

議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）について。歳入全款、歳出のうち【2款】総務費、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、総務管理費の一般管理経費で、委託料は、会計年度任用職員制度に係る例規整備支援業務を委託するものであり、使用料及び賃借料は、会計年度任用職員に係る給与の試算のためのシステムリース料であるとの説明を受け、地域情報通信経費で、備品購入費はWindows 7のサポート

終了によるサーバー機器等の更新費用であり、更新に当たっては極力経費を抑えた方策を検討していくとの説明を受けました。コミュニティー費の権現の湯事業経費で、運営管理経費との説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、林業費の松くい虫防除対策事業経費で、松くい虫防除対策事業経費の実施区域の説明を受けました。

【6款】商工費では、地域交通対策経費で、たてしなスマイル交通で運行しているワゴン車のうち、1台の更新費用であるとの説明を受けました。

【8款】消防費では、防災関係経費で、委託料は、ホームページ上のハザードマップの公開システムの構築であり、現行よりも見やすく利便性が向上するとの説明を受け、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決いたしました。

### 3 審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

**議長（森本信明君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

**6番（森澤文王君）** 6番、森澤文王です。

それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。付託案件につきましては審査経過の中で申し上げたいと思います。

審査経過。

本常任委員会は、6月12日に付託された表記案件について、6月17日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った結果の内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

国の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、町の災害援護資金の貸付利率及び保証人、償還方法について改正を行うとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第36号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

低所得者の保険料軽減強化について、軽減額及び軽減分は国、県、町からの補填により特別会計の影響はない旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）について。

歳出のうち【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費2目障害者福祉費では、消費税の改正に伴う審査支払いシステム及び就学前児童発達支援の無償化に対応するための電算システム改修費の増額との説明を受け、2項児童福祉費では、主にプールろ過装置の購入に係る備品購入費の補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費では、1目予備費で国の「風疹に関する追加的対策」にかかわる健康管理システムの改修、抗体検査及び予防設置等による補正であるとの説明を受けました。

【7款】土木費のうち、3項河川費では、小桶沢川河畔林整備事業実施に係る補正、4項住宅費では、専用住宅の耐震診断実施にかかわる増額との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費では、教員住宅の電気温水器の修繕に係る増額、2項小学校費及び3項中学校費では、主に防火シャッターの安全基準の変更による改修に係る増額、6項施設管理費では中央公民館の大型プリンター等の修繕にかかわる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第38号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。

歳出のうち、【51款】水道事業費用、01項営業費用、04目総係費、21節使用料及び賃借料では、水道検針用ハンディーターミナルのリースに係る増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書。

原案を賛成多数で採択しました。

(6) 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書。

原案を賛成多数で可決しました。

### 3 審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

訂正します。言い間違えたかどうかは議場で緊張してちょっとわかってませんので、もう1回言いますね。陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書、大丈夫でした、訂正します。拡充を求める陳情書、訂正いたします。訂正しなくてもよかったです。そうやって言いました。ちょっと緊張しすぎちゃってどっちかわかんなかったですね。失礼いたしました。じゃあそういうことでよろしくお願ひします。書類のほう、間違っていれば訂正してください。お手元の資料、拡大って書いてあります、拡充って書いてあります、じゃあ拡充にお直してください。お願ひします。採択ですね、採択しました、原案を賛成多数で採択しました、の前の堅持・拡充を求める陳情書って書いてあるところを、拡充とお直しいただければよろしいかなど。いいですか、皆さん、大丈夫ですか。採択します、可決って言いました、採択しました。失礼しました。訂正いたします。

議長（森本信明君） それでは、今、委員長報告の終わりましたお手元の（6）の陳情第2号の文書中、拡大を拡充に改めるということで、再度、確認をお願いしたいと思います。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、現案に反対の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。1番、今井健児君。

1番（今井健児君） 1番、今井健児です。

今定例会に上程されました条例改正について、賛成の立場で討論いたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定では、災害援護資金について保証人を立てる場合は無利子、立てない場合において利率を3%から1.5%に引き下げ、半年償還と、さらに月賦償還を加え、返済しやすいよう改正されており、災害に見舞われた後の町民の皆様の後押しとして、よりよい改正になっているため、賛成です。

次に、介護保険条例の一部を改正する条例制定は、低所得者の第1段階から第3段階までの保険料の軽減ということで、賛成です。当町における今後の介護保険料全体の改正の際は対象者の負担の軽減が図られるよう進めてもらいたいと思います。

以上で、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論ありますか。2番、芝間教男君、登壇の上、願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。

陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書について、社会文教建設常任委員会での審査の結果から賛成討論を行います。

どの子供にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額は喫緊の必要性が迫られている課題であるので、賛成いたします。小中学生を取り巻く現状は、いじめや不登校、引きこもり、また不審者の多発、そしてインターネット、スマホなど情報が氾濫する等、社会が一層多様化する中、学校現場において教員が一人一人と行き届いた教育、きめ細かな対応が早急に必要となっております。

2011年、国で法律義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、財源確保に努めながら小学校低学年から順次、学級編成の標準規模を35人と引き下げてくるとされております。この法律により、2011年には小学校1年生の学

級は35人の定員となり、2012年は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級としましたが、その後、国は具体的にはなかなか進んでおりません。

長野県では2013年に35人を基準とした目標30人規模学級を中学3年生まで拡大されており、国の加配等を起用しながら施策を進めているところですが、義務教育法の裏づけがなかなかないため、正規で教職員を配置するというより臨時的任用職員の配置などにより対応していたりするなど、課題も多く残されております。

この立科町の小学校においては、35人学級を守り、行き届いた教育をするため、多くの経費を費やし、独自に教員を加配し対応しているところであります。立科小学校の標準基準にあう児童数ですが、1年生は44人、2年生は40人、3年生は36人、4年生は52人、5年生は43人、6年生は48人の現在、生徒数であります。

また、これから学校に入る子供の出生数の推移ですが、25年生まれの子が38人、26年生まれの子が40人、27年生まれが29人、28年生まれが43人、29年生まれは26人、30年生まれは38人であります。この子らの将来を考えると、国の責任において公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を当初の予定どおり推進し、正規職員の数を増やす予算づけを行うべきことは、ぜひとも早急に実施しなければならないこととあります。

さらに、国の責任において予算化されれば、今の町で予算化している財源はこの標準基準学校のカウント以外の支援学級、訪問学級等への教員の増員、また充実のための予算やほかの教育全体へお金を回すことができます。

当立科町議会では、本陳情書の趣旨を理解し、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て意見書を提出するべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

**議長（森本信明君）** ほかに討論はありませんか。8番、村田桂子君。

**8番（村田桂子君）** それでは義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書への賛成討論を行います。

この陳情は、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求める陳情で、長野県教職員組合佐久支部・立科町単組より提出されたものです。

日本の子供1人当たりの教育に係る費用は、小学校から大学まで1,000万円以上かかると言われており、子供を多く産めない理由の一番の要因になっています。

義務教育費国庫負担制度は、憲法26条教育基本法に定められた国民の教育を受ける権利に対する国としての財政責任を明らかにした制度です。そして、その目的には、義務教育無償の原則にのっとり、国民の全てに対してその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るとしています。

教職員の人権費は、都道府県が支出していますが、国がその2分の1を負担してきました。この仕組みは戦後およそ半世紀にわたって日本の教育制度を支えてきましたが、平成18年の三位一体改革というかけ声で義務教育に対する国の責任を後退させ、地方自治体にその責任を転嫁しました。これにより、少人数学級の推進、学校施設、就学援助など、教育条件整備にその財政力による自治体間格差を生むことになりました。

長野県では、県レベルで中学3年生までの少人数学級が実施され、多用する教職員の人権費は県が負担していますが、町独自でも特別支援学級や不登校対策など、独自での教員配置に財政を負担し、努力を重ねています。

自治体の財政力や父母の所得の違いによって教育条件が左右されることがあってはならないのに、今や高所得の家庭ほど進学率が高いという現象が定着しつつあります。そもそも日本において、教育機関への公的支出は世界でも最低レベルです。OECD経済協力開発機構は、毎年、教育機関や教育にかかわる人的資源について加盟国34カ国を国際比較した数値を公表していますが、2018年度版によれば、日本の公的支出の割合は2.9%で34カ国の中で最下位、加盟国平均の4.2%から大きく下回っています。しかも、初等中等教育段階では、特に低く、OECD諸国平均が3.5%であるのに比べ、日本は2.7%です。日本がOECD並みの教育予算をつければ、大幅増額が可能です。今、求められているのは、1機110億円もする戦闘機を100機以上爆買いするのではなく、教育予算を大幅に増やし充実させることです。雇用破壊により不安定労働が主流となって、貧困と格差がかつてなく広がっている今、21世紀を担う子どもたちの未来が親の経済力によって閉ざされることがない教育制度を、そして社会をつくることではないでしょうか。憲法教育基本法を生かし、国庫負担率を2分の1に戻すと同時に制度を堅持することを強く国に求め、本陳情への賛成討論といたします。

**議長（森本信明君）** ほかに討論ありますか。9番、田中三江君、登壇の上、討論に参加してください。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

**9番（田中三江君）** 9番、田中三江です。私は、本議会に上程された議案に賛成の立場で討論を行います。

議案第36号 立科町介護保険条例の一部改正は、この改正により、低所得者の介護保険料軽減が図られ、本年4月1日から保険料段階の第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するための条例の一部改正であり、賛成するものです。

議案第37号 一般会計補正予算（第1号）中、委託料で、来年4月から施行される会計年度任用職員制度導入による例規整備など、支援業務委託料176万円と、制度導入資産用給与システムリース料161万1,000円は、各会計年度任用職員の給与の試算をするための標準的なものがなく、町独自で設計をするため、全体で均衡を取っていく

上での経費であり、また地域情報通信機器更新経費3,700万4,000円は、蓼科地区告知放送等通信機器の更新年であり、当初予算に計上できなかったための補正との説明を受けました。

地域交通対策費431万4,000円は、スマイル交通のワゴン車1台更新と、カッティングシート代であり、現在、運行している3台の車両は購入してから10年近く経過、経年劣化が激しく、今回、1台更新とのことであります。利用者の安全輸送に心掛けていただくことを願い、賛成討論といたします。

**議長（森本信明君）** ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第36号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第38号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対す

る委員長の報告は採択です。

陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齋藤事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第6 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。

本件について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齋藤事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第7 同意第5号

**議長（森本信明君）** 日程第7 同意第5号 立科町農業委員会の委員長任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** 同意第5号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を立科町農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求める。

立科町大字桐原578番地、宮澤善一、昭和23年10月6日生まれ。

本日令和元年6月20日提出でございます。

このたび、農業委員会委員の辞任により欠員が生じ、補充の必要が生じました。農業委員会委員を任命するには、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がございます。これが議案提案の理由でございます。

立科町農業委員会の委員の選任に関する規則第4条の規定に基づき、本年5月10日から6月6日までの28日間、定員1名として推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として辞任をされた委員の出身地区である桐原区長から宮澤氏が推薦をされま

した。

宮澤氏は農業に関する見識を有し、立科町農業委員会委員として職務を適切に行うことができると認められますので、農業委員会委員に任命しようとするものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。発言はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齋藤事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、同意第5号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については、同意することに決定しました。

#### ◎日程第8 報告第2号

**議長（森本信明君）** 日程第8 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

**総務課長（遠山一郎君）** 報告第2号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決処分書。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分する。令和元年6月10日。立科町長。損害賠償の額、61万4,531円。損害賠償の相手方は記載のとおりです。事故の概要です。平成31年4月11日午後1時ごろ、立科中学校体育館横の駐車場において、体育館屋根からの落雪により駐車中の車両上部を破損させた物損事故です。なお、損害賠償額は全て保険により対応しております。

報告は、以上です。

#### ◎日程第9 発議第3号

**議長（森本信明君）** 日程第9 発議第3号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは第1委員会室にお集まりください。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時37分 再開）

**議長（森本信明君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について及び発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府への署名・調印と批准を求める意見書の提出についての3件を日程に追加して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程追加として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

**議長（森本信明君）** 追加日程第1 発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について議題とします。意見書の朗読を願います。齋藤事務局長。

**議会事務局長（齋藤明美君）** 朗読いたします。発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年6月20日提出。提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長。

2面をお願いいたします。国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書、令和元年6月20日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣宛てでございます。

立科町議会議長、森本信明。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、附則で小2以降、順次、改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいない。長野県では、平成25年度に、35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では、本来、配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用職教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。森澤社会文教建設常任委員長。

6番（森澤文王君） 6番、森澤です。ただいま事務局長が朗読したとおりであります。よろしくをお願いします。

議長（森本信明君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。宛先についてですけれども、様様というところが2つございまして、私が、先ほど、賛成討論の時に申し上げましたのは、財務大臣、総務大臣ということで申し上げました。宛先について、再度、確認をお願いいたします。

議長（森本信明君） 今、芝間教男君の質疑ですが、森澤文王委員長のほうで答弁ありますか。

6番（森澤文王君） 事務局、お願いします。

議長（森本信明君） それでは、今、芝間議員のほうから質疑のありました件について、先ほ

ど討論の中でもありましたように、もう一度、私のほうで確認をするということによろしいでしょうか。

6番（森澤文王君） ありがとうございます。

議長（森本信明君） 宛先については、衆議院議長、それから、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上ということによろしいですか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） そのとおりで、よろしく申し上げます。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありますか。

〔（なし）の声あり〕

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について採決をします。この採決については起立により行います。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齋藤事務局長、確認をお願いします。

着座してください。起立多数です。したがって、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、提出することに決定しました。

◎追加日程第2 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

議長（森本信明君） 追加日程第2 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書の朗読を願います。齋藤事務局長。

議会事務局長（齋藤明美君） 朗読をいたします。発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第3項により、別紙のとおり提出します。

令和元年6月20日提出。提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長。

2面をお願いいたします。義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

令和元年6月20日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てです。立科町議会議長。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たし

てきたところですが。しかし、昭和60年から、政府は、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し一般財源化してきました。また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件、整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、2020年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上です。

**議長（森本信明君）** 本案について、提出者の説明を求めます。森澤社会文教建設常任委員長。

**6番（森澤文王君）** 6番、森澤です。ただいま、事務局長が朗読したとおりであります。よろしくをお願いします。

**議長（森本信明君）** これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について採決をします。この採決については起立により行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齋藤事務局長、確認をお願いします。

着座してください。起立多数です。したがって、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出については、提出することに決定しました。

◎追加日程第3 発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書の提出について

**議長（森本信明君）** 追加日程第3 発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書の朗読を願います。齋藤事務局長。

**議会事務局長（齋藤明美君）** 朗読いたします。発議第1号 令和元年6月11日、立科町議会、森本信明議長。

提出者、村田桂子、賛同者、滝沢寿美雄。

核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

2面をお願いいたします。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛てでございます。

核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書。

国際市場初めて核兵器を違法なものにした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で、国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は、第1条において、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、さらに、その使用と使用の威嚇を禁止し、条約締結国に対し、自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または、配備することを禁止しています。この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年のノーベル平和賞が国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーンに授与されました。同条約は、50カ国が批准した時点から90日後に発効することになっています。

2017年9月20日には、ニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名・調印と批准の手続が始まりましたが、現在、2019年5月1日、70カ国が署名・調印し、23カ国が批准をしています。昨年（2018年）の第73回国連総会では、核兵器禁止条約への早期の署名・調印と批准を呼びかける決議が、国連加盟国の65%という多数の126カ国の賛成で採択されました。また、国連総会では、20カ国近い国々が条約への批准を準備していると発言しています。いまや、国際政治の場面では、核兵器禁止条約支持は大きな流れとなり、揺るぎないものになっています。こうした国際的な流れの中で、核兵器のない世界を臨む国内外の広範な世論にこたえて、唯一の戦争被爆国である日本も率先して核兵器禁止条約に賛成すべきではないでしょうか。よって、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名・調印し、批准されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

本日付、立科町議会議長。

以上です。

**議長（森本信明君）** 本件について、提出者の説明を簡潔に求めます。8番、村田桂子君、登壇の上、説明願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

**8番（村田桂子君）** それでは、提案理由を申し上げます。

核兵器をなくそうという禁止条約の制定は、1945年、広島、長崎に投下され、この世の生き地獄とでも言うべき惨状の中から立ち上がった被爆者の皆さんの、被爆の苦しみは私たちだけにしてほしい。2度と被爆者を生んではいけないという長年の願い、悲願がようやく実を結んだものです。国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の

開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、さらに、その使用の禁止はもちろん、使用の威嚇、使うぞと脅すことも禁止しました。核兵器、原爆、水爆の犠牲となり、人生を歪められ、狂わされた全ての人の願いが、ここに実ったものです。被爆者たちは、8月7日の広島で行われる原水爆禁止世界大会に向け、毎年、核兵器を禁止しよう、核兵器をなくそうと、日本全国を網の目に行進しながら廃絶を訴えてきました。私も、この行進に参加し、今年も6月29日の午後、行進する予定です。

こうした粘り強い訴えが国際社会を動かして、国連での禁止条約制定にまでこぎつけました。しかし、国連において、日本は、唯一の戦争による被爆国でありながら、この条約の制定に背を向け、被爆者と国民の期待をよそに棄権をしたのです。本来、日本政府は、核兵器がどんなに破壊的な力を持つものか。その破壊力のすさまじさ。そして、その当時だけではなく、幾代にも被爆により後遺症を残すことなど、ただ一つの被爆国として実際の惨状を広く国際社会に発信し、人類と核兵器が共存できるものでないことを訴え得る立場にいます。民族の記憶として、後世に語り継ぐと同時に、二度と核兵器による生き地獄を繰り返してはならないと広く世界に発信する義務と責任があります。既に、2017年の禁止条約決議から2年の間に、条約への署名国は70カ国、批准国は23カ国となりました。

日本政府がその仲間に入り、率先して禁止条約の発効のために尽力するのが、日本政府の責任と考えます。長野県内では、県議会をはじめ、御代田、佐久穂、小海町など78自治体のうち39の自治体で意見書が上げられています。日本全国では、この4月末で、377の自治体に及んでいます。アメリカや北朝鮮による核実験が再び繰り返される今、改めて核兵器の恐ろしさを思い起こさせ、啓発し、禁止する、その運動の一翼を担う政府として、責任を果たすこと。核兵器禁止条約への署名と批准を強く求めて、意見書の提案理由といたします。

**議長（森本信明君）** これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番、榎本真弓君。

**11番（榎本真弓君）** 11番、榎本です。提出者に質問させていただきます。この文書中に、日本が、この核兵器禁止条約に署名・調印をしていないということがご指摘をされています。しなかった理由というのは、どのように調査されていますでしょうか。

**議長（森本信明君）** 8番、村田桂子君。

**8番（村田桂子君）** 私の知る限りでお答えいたします。たしか、核兵器保有国の賛同を得られない条約は、意味がないかのような反対理由だったと認識をしております。

**議長（森本信明君）** ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。令和元年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

なお、このあと3時10分より全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員は第1委員会室にお集まりください。ご苦労さまでした。

（午後2時59分 閉会）